

「エルサルバドル南東部経済特区法案」概要

当国東部地域の経済発展を目的とした「エルサルバドル南東部経済特区法（Z E E）」案が国会に提出されました。本法案の概要は以下のとおりです。

なお、本法案については、国会での審議が 8 月 7 日に開始されました。

1 対象地域

Usulután 県, San Miguel 県及び La Unión 県の 26 市町村が対象。

2 優遇措置享受対象産業

- (1) 港湾, 空港及びその関連活動
- (2) カジノ, 賭博を除く観光業
- (3) 再生可能・クリーンエネルギー発電
- (4) 天然ガス・石油の探索・掘削
- (5) 工業
- (6) 農産加工業
- (7) 養殖
- (8) 水産加工業, 缶詰, 副産物, また右活動に関連する加工と商品化
- (9) 国際サービス
- (10) 科学技術開発, イノベーション, 研究

3 禁止活動

- (1) 金属, 鉄, 鋼鉄のくず及びスクラップの商業化
- (2) エルサルバドルの露天・地下開発由来の金属鉱業製品
- (3) 爆発物及び燃焼物の取扱い及び加工・処理
- (4) 人体への健康被害, 環境破壊や汚染を引き起こす全ての活動
- (5) 化石燃料由来の発電
- (6) 健康, エコシステム, 生物多様性に影響を与える活動
- (7) 武器・兵器, その装飾品, 爆発物の生産と商業化
- (8) 基礎的食料品バスケット及び砂糖に関連する全ての製品の生産, 組立て, マキーラ, 加工処理, 商業化
- (9) 核, 放射能, 汚染物質の加工と取扱い
- (10) 憲法, 国際条約, 国内法に規定されている国家のみが行える活動
- (11) 国内法によって禁止されている活動

4 各種財政優遇措置

(1) 輸入税免除

- a) 設備，機械類，オフィス備品，部品，付属品
 - b) 原材料，投入物，中間財，容器，包装材，ラベル，サンプル，建設材料
 - c) 燃料，潤滑油，コンバーター，クレーン，フォークリフト，沿岸貿易船
- 但し，認可された活動実施のために必要なものだけに適用される。

(2) 不動産取得税免除

経済特区内でのオペレーション実施期間中において，認可された活動実施のために使用する不動産取得税の控除

(3) 付加価値税（VAT）免除

認可された活動に必要な財とサービスの購入・移転にかかる付加価値税の免除。なお，以下は適用されない。

- a) 食料品，ボトルウォーターを除く飲料品，タバコ，アルコール飲料の購入
- b) 住居賃貸料，運送サービス，ホテルサービス，清掃サービス，警備，住居用家具，自家用車等の購入・サービス

(4) 住民税免除

- a) 免除率 100% / 0 - 25 年
- b) 免除率 70% / 26 - 30 年
- c) 免除率 50% / 30 年～

(5) 法人・所得税免除

- a) 免除率 100% / 0 - 25 年
- b) 免除率 70% / 26 - 30 年
- c) 免除率 50% / 30 年～

(6) 配当税免除

12 年間配当税免除。なお，いくつかの条件を満たせば追加的に 3 年間延長可能。